

地域型保育事業者募集要項

(平成29年度開所追加分)

平成28年度

石垣市児童家庭課

目 次

- 1 目 的
- 2 地域型保育事業・地域型保育給付について
- 3 今回募集を行う地域型保育事業
- 4 開所時期（事業開始時期）
- 5 募集定員数
- 6 保育内容等について
- 7 各事業の認可基準（最低基準）等
- 8 認可申請者の要件について
- 9 地域型保育事業の運営に関する条件について
- 1 0 事業者として提案する事項について
- 1 1 その他の条件
- 1 2 認可事業者の選定方法等について
- 1 3 地域型保育事業者の認可・確認に係るフロー
- 1 4 失格事項
- 1 5 必要書類の提出について
- 1 6 書類の提出先・問い合わせ先

1 目的

子ども・子育て支援制度における新たな認可事業として、待機児童の解消と、子育て家庭の就労形態等による多様なニーズに対応することを目的に、地域型保育事業所の設置・運営を平成 29 年度中に実施する事業者を追加募集します。

2 地域型保育事業・地域型保育給付について

(1) 地域型保育事業とは

地域型保育事業とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の総称で、地域型保育事業の認可は市町村が行うこととされており、国が定める基準を踏まえて市町村が認可基準を条例で定めています。

(2) 地域型保育給付とは

子どもが、市の認可・確認を受けた地域型保育事業所を利用した場合、地域型保育給付の対象となります。

- ①地域型保育事業を利用できるのは、市町村の支給認定を受けた子ども（石垣市内の地域型保育事業所においては、石垣市に住民登録がある子どもに限る。（事業所内保育事業の「従業員枠」を除く。）
- ②地域型保育事業の利用調整は市が行う。（事業所内保育事業の「従業員枠」を除く。）
- ③保育の提供に関する契約は、事業所と保護者との直接契約
- ④利用者負担額（保育料）は、保護者世帯の所得に応じて市が金額を決定し、保護者が事業所に支払う。
- ⑤公定価格から利用者負担額を差し引いた「地域型保育給付費」を市が事業所に支払う。
※地域型保育給付費は、本来、保護者への個人給付ですが、事業所が代理受領することとなっています。（法定代理受領）

(3) 支給認定区分・保育必要量

地域型保育事業を利用するのは、3号認定の子どもで、次の保育必要量が認定されます。

- ・保育標準時間認定の子ども（最長1日あたり11時間利用）
- ・保育短時間認定の子ども（最長1日あたり8時間利用）

(4) 支給認定及び利用申込の手続きについて

地域型保育事業所を利用し、保護者が市から地域型保育給付費を受けるためには、市の支給認定を受ける必要があります。

市は、保護者から支給認定申請を受けたら、要件（住民登録、年齢、保育の必要性の事由）を確認したうえで、支給認定を行い、利用者負担額（保育料）を決定します。

また、保育が必要な子どもの施設・事業所の利用は市町村が調整を行うこととされており、石垣市では、支給認定申請と同時に利用の申込を受け、市が利用調整を行い、保護者に通知します。地域型保育事業において、事業者が独自に利用者を選考・入所させることはで

きません（事業所内保育事業の「従業員枠」を除く。）。

3 今回募集を行う地域型保育事業

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業者の募集を行います。

※認可外保育施設からの移行を希望する場合、現定員 19 名以下の施設のみ本募集要項の対象となります。

4 開所時期（事業開始時期）

平成 29 年度中

5 募集定員数

定員 40 名程度

6 保育内容等について

①開所時間 午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで

保育短時間の保育時間 開所時間の中で 8 時間を事業所ごとに設定する。

（例：午前 9 時から午後 5 時までなど）

②開所日は、月曜日から土曜日とする。

休所日は、日曜日、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日

※休日に関所し、保育を行うことも可能です。

③対象児童 0 歳児（生後 6 ヶ月経過）～2 歳児で保育を必要とする子ども

（石垣市から第 3 号保育認定（満 3 歳児未満保育認定）を受けている子ども）

④保育所保育指針に準じて保育を提供すること。

7 事業の認可基準（最低基準）等

各事業の認可基準は「石垣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」で定めています。また、市から地域型保育給付を受ける地域型保育事業者（特定地域型保育事業者）が従うべき運営の基準を「石垣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」で定めています。

事業の実施にあたってはこれらの条例及び関係法令を遵守する必要があります。

以下に今回募集を行う事業について基準の概要をお示しします。

(1) 小規模保育事業

利用定員：6人以上19人以下（C型は6人以上15人以下。平成32年度からは6人以上10人以下）

主な項目		主な内容		
		A型	B型	C型
設備基準	保育室等	【満2歳未満児】乳児室又はほふく室 3.3㎡以上/人 【満2歳以上児】保育室又は遊戯室 1.98㎡以上/人		
	屋外遊戯上	【満2歳以上児】3.3㎡/人（付近の代替地の利用可）		
	耐火基準	保育所に準じた耐火設備（保育室等を2階以上に設置する場合）		
	その他	○調理設備 ○保育に必要な用具 ○便所		
職員配置	配置する職員	保育士、嘱託医、調理員	保育士、保育従事者（市が行う研修を終了した者）、嘱託医、調理員	家庭的保育者（+家庭的保育補助者）、嘱託医、調理員
	配置職員数	0歳児3：保育士1 1～2歳児6：保育士1 ※上記に定める人数の合計に1人追加した人数を配置。 *当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り保育士とみなすことができる。	左に同じ <u>保育士は、2分の1以上とする。</u>	乳幼児3：家庭的保育者1 （家庭的保育補助者をおく場合は5：2）
運営基準	食事の提供	食事を提供することとし、自園調理を原則とする。ただし、調理業務の委託、連携施設等からの搬入は可能。		
	連携施設	設定する。		

※連携施設とは、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園をいう。

- ①乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な保育の相談、助言等に関する支援を行うこと。
- ②必要に応じて代替施設（職員の病休等により、保育を提供することができない場合に、代わって提供する保育）を提供すること。

③保育の提供を受けていた乳幼児の保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

【留意事項】

- ③の連携協力を行うため、連携施設においては、連携する地域型保育事業所の2歳児の定員（受入児童数）分の3歳児の枠を確保してください。
- 連携施設を幼稚園とする場合には、保育を必要とする子どもが利用することを考慮し、夏季休業中等を含め、預かり保育（一時預かり事業（幼稚園型））を確実に実施している幼稚園としてください。

※給食を搬入することが可能な「連携施設等」とは、次に掲げる施設をいう。

①連携施設

- ②当該家庭的保育事業者と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等
- ③学校給食法に規定する義務教育諸学校又は共同調理場（離島などの地域であって、①、②の施設を確保することが著しく困難であると市が認める場合に限る。）

(2) 特定地域型保育事業者の運営基準

確認を受けた地域型保育事業者を「特定地域型保育事業者」と呼び、認可の基準とは別に、特定地域型保育事業者が従うべき運営基準を定めています。

●基準の主な内容

主な項目	主な内容
利用定員に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ○施設・事業所ごと <ul style="list-style-type: none"> ・保育所、認定こども園：20人以上 ・小規模保育事業所A型、B型：6人以上19人以下 ・小規模保育事業所C型：6人以上10人以下 ○利用定員は、子ども・子育て支援法第19条に掲げる区分（ただし、3号認定の子どもについては、満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分する。）ごとに定めるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①保育を必要としない3～5歳児（認定こども園） ②保育を必要とする3～5歳児（保育所、認定こども園） ③保育を必要とする1～2歳児（保育所、認定こども園、小規模保育事業所等）
利用開始に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> ○利用申込者に対する重要事項の説明、提供開始の同意 ○応諾義務、公正な選考
教育・保育の提供に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育・保育の提供 ○差別的取り扱いの禁止、虐待等の禁止等 ○利用者負担額等の受領等
運営に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ○運営規定の制定（運営方針、職員数、教育・保育の提供日・時間、利用者負担等） ○守秘義務、事故発生の防止、事故発生時の対応、苦情解決等 ○連携施設の確保

①利用者負担額（保育料）、上乘せ徴収、実費徴収

保護者が支払う利用者負担額（保育料）の金額は、市民税額に応じて市が決定し、事業所が受領します。

利用者負担額のほかに、保護者から「上乘せ徴収」及び「実費徴収」を行うことができますとされています。

②上乘せ徴収

上乘せ徴収は、地域型保育事業者が保育の質の向上を図る上で特に必要と認める場合、その費用と公定価格（保護者から受領する利用者負担額＋市から受領する地域型保育給付費）との差額に相当する額の支払を保護者から受けることです。

【例】職員配置の充実、平均的な水準を超えた施設整備など

上乘せ徴収を行う場合は、以下の手順によることとなります。

- ア. 金額、使途、保護者に支払を求める理由を書面で明らかにする。
- イ. 保護者に説明を行い、文書による同意を得なければならない。
- ウ. 保護者から費用の支払いを受けたら領収証を交付する。

③実費徴収

実費徴収は、教育・保育施設が教育・保育において提供する便宜に要する費用のうち、以下の費用の支払いを保護者から受けることです。

- ・日用品、文房具等の購入費
- ・行事参加費
- ・上記以外で保護者が負担することが適当と認められるもの

実費徴収を行う場合は、以下の手順によることとなります。

- ア. 金額、使途、保護者に支払いを求める理由を書面で明らかにする。
- イ. 保護者に説明を行い、同意を得なければならない。
- ウ. 保護者から費用の支払いを受けたら領収証を交付する。

8 認可申請者の要件について

児童福祉法の規定では、地域型保育事業の認可について審査するにあたって、認可基準に適合するかを審査するほか、児童福祉法に定める要件を満たすか審査することとされています。

このうち、児童福祉法第34条の15第3項第4号に規定する事項（欠格事項）はすべての申請者に適用されますが、申請者が社会福祉法人又は学校法人以外の場合は同条同項第1号から第3号に規定する要件を満たす必要があります。

申請者が満たすべき要件は、以下のとおりとします。

項目	要件
必要な経済的基礎があること	①認可を希望する地域型保育事業の年間事業費のおおむね12分の1に相当する資金を、普通貯金、当座預金等に有していること。 ②地域型保育事業の経営を行うために直接必要な物件について、所有権を有している場合は登記簿事項証明書の写しを提出すること。土地及び建物の賃貸借契約をしている場合は、その契約書の写しを提出すること。

	<p>③土地及び建物が賃貸借契約の場合、その賃借料が地域の水準に照らし合わせて適正な額以下であり、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。</p> <p>④土地の取得又は賃貸を予定している場合は、取得又は賃貸が確実に見込まれる根拠となる契約書等を提出すること。</p>
社会的信望を有すること	<p>①地域型保育事業の経営に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこと。 (例：児童福祉法に基づく事業の停止を命じられた者等)</p> <p>②事業を行う者及びその事業に従事する者が次の各号のいずれにも該当する者でないこと。</p> <p>ア 石垣市暴力団排除条例（平成23年石垣市条例第18号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員</p> <p>イ 自己、事業所もしくは第3者の不正の利益を図る目的又は第3者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者</p> <p>ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者</p>
社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること	<p>①実務を担当する幹部職員が保育所、保育所以外の児童福祉施設及び幼稚園において2年以上勤務した者であるか、もしくはこれと同等以上の能力を有するものと認められる者であるか、又は経営者に社会福祉事業について知識経験を有するものを含むこと。</p> <p>②社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法等を熟知し、保育事業に熱意と理解を持ち、地域型保育事業の運営を適切に行う能力を有すること。</p> <p>③現に運営している施設について、所官庁等による直近の監査・実地指導等において、重大な文書指摘を受けていないこと。</p>
欠格事項	<p>児童福祉法第34条の15第3項第4号に規定する事項に該当しないこと。</p>

9 地域型保育事業の運営に関する条件について

- (1) 施設長（代表者）は、保育士資格を有する者であって、児童福祉施設、市町村における認可外保育施設において、通算5年以上の保育士勤務経験を持つ者で、乳児保育の経験を有する者とします。ただし、施設長（代表者）と同等の要件を有する者を、保育責任者として配置する場合は、前途の要件を満たさない者が施設長となることを可能とします。なお、施設長は保育士として兼務を可能とします。
- (2) 子育て支援事業や地域活動事業に取り組むこと。
(例)園庭開放、地域行事参加、育児相談、子育てサポーター育成等
- (3) 給食におけるアレルギーへの対応は、除去食、代替食などにより、子ども1人ひとりの状況に応じたものとする。
- (4) 必要な医薬品、医療品を常備すること。また、医療機関との連携を図ること。
- (5) 職員に対しては年1回、児童に対しては保育の開始時の健康診断を含め、少なくとも年2回健康診断を学校保健安全法（昭和33年法律第56条）に規定する健康診断に準

じて行うこと。給食事務に従事する職員は、月1回以上検便を行うこと。

- (6) 保護者との交流を図り、保護者の意見を事業運営に反映させること。
- (7) 保育士等の資質向上に向けて、人権研修を含め、研修を積極的に実施すること。
- (8) 保育料は、石垣市が定めた保育料を事業者で徴収し運営費に充当すること。
- (9) 原則として、市があらかじめ認めた費用以外の費用負担を保護者に求めないこと。
- (10) 事業実施までに、保育内容の支援及び3歳児以降の受入れについて、連携保育所を確保すること。なお、卒園後、3歳児以降の受入れについて、連携施設の確保・設定が困難であり、更なる環境整備が必要であると市が判断した場合は、経過措置（平成31年度末まで）の範囲内で確保するものとする。

(連携施設の役割)

	具体的内容	経過措置の有無
保育内容の支援	園庭開放、合同保育、代替保育、 合同健康診断、給食の搬入など	無し
卒園後の受入れ	地域型保育施設卒園後の保育の継続を担う受入れ施設	有り

※「保育内容の支援」の具体的内容は例示であり、支援内容は事業者の運営体制によるものとします。

- (11) 保育中における入所乳幼児の事故等に備えて損害賠償責任保険に加入すること。

10 事業者として提案する事項について

(1) 施設の概要

募集施設の規模をみだし、所定の保育事業を実施するために、どのような保育施設にしていくのか方針や施設のイメージを提案してください。

(2) 運営（保育）理念

保育の目標、保育の方法、保育の環境（人的、物的）、保育所運営に対する基本的な考え方について提案してください。

(3) 職員配置案等

非常勤等を含んだ全職員の配置の提案をしてください。また、職員配置案には以下の項目を明らかにして下さい。

ア 職名（保育士、看護師等の別）

イ 常勤、非常勤の別

ウ 専任、兼任の別

エ 所定労働時間（1日の勤務時間の別）

オ 経験年数

(4) 保育の計画作成

入所している子どもの生活全体を通じ、保育の目標が達成されるように、全体的な「保育計画」と具体的な「指導計画」からなる「保育の計画」を提案して下さい。

(5) 家庭、医療機関との連携

事業者は、子どもの生活、健康状態、事故の発生等について、家庭と密接な連絡ができるように体制を整えておく必要があります。また、日常から地域の医療や福祉関係機関などとも十分な連携をとるように努めることが大切です。

このような家庭、医療機関などとの連携について、どのように取り組むか具体的に提案してください。

(6) 事故防止、安全対策

事業所内での事故防止はもとより、災害時に備えての組織づくりや避難訓練、交通安全のための指導などにどのように取り組むか、具体的な提案をしてください。

(7) 虐待などへの対応

虐待の疑いがある子どもの早期発見と子どもやその家庭に対する適切な対応は、子どもの生命の危機、心身の障害の発生防止につながる重要な保育活動です。保育施設としての虐待などへの対応について提案をしてください。

(8) 給食

食育や乳幼児の健全な発達を考慮した給食の提供について、食物アレルギーへの対応等を含め、留意する事項を具体的に提案してください。

(9) 苦情対応

事業者の運営に関し、利用者等からの苦情に対して積極的に対応し、解決を図るための取り組みについて、その仕組みづくりを含めた考え方を具体的に示して下さい。

(10) 職員の研修、処遇改善

事業者は、施設長をはじめ職員全員が研修に積極的かつ主体的に参画できるような環境づくりを心がけ、職員の資質向上を図る必要があります。

事業者は、職員体制や全体的業務などに留意して、体系的、計画的に研修を実施するための提案をしてください。

(11) 個人情報保護

個人情報保護の取り組みについて提案して下さい。

1 1 その他の条件

(1) 市との協議

事業内容については、市と協議・合意の上で変更していただくことがあります。

(2) 近隣住民に対する対応

施設の運営や改修にあたっては、近隣住民の要望に対して誠実に対応していただきます。

(3) その他

ア 食材等については、極力地元で調達するよう努めてください。

イ 施設運営を取り巻く環境の変化に伴う影響等については、事業者負担とします。

1 2 認可事業者の選定方法等について

(1) 地域型保育事業の認可に当たっては、関係法律及び条例の規定に基づき、**石垣市家庭的保育事業等選定会議**において書類審査及び選定会議での審議を経て、市が選定を行います。**場合によっては審査会へ出席を求め説明していただくこともあります。**

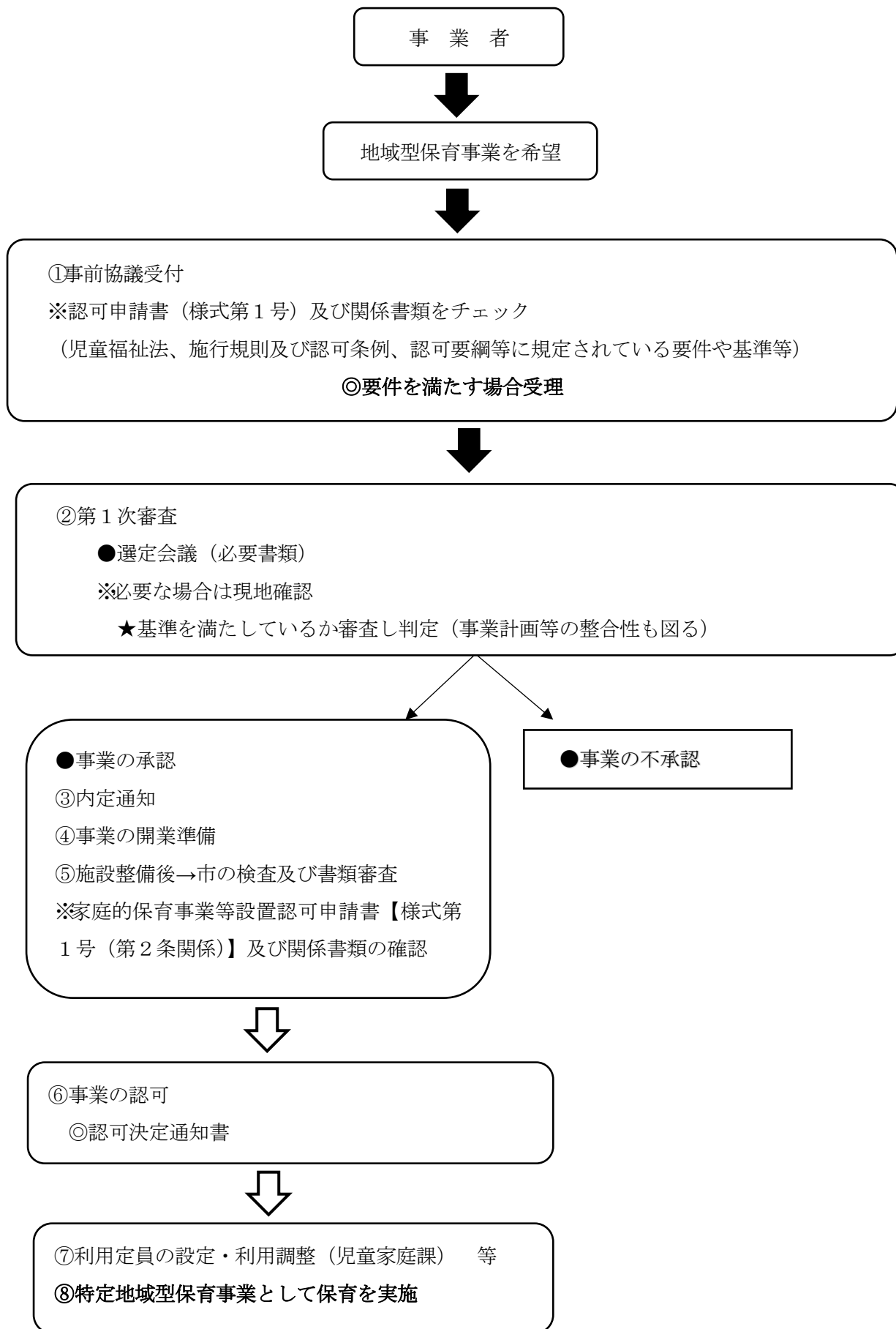
選定は、書類審査、現地確認及びヒアリングを実施します。

また、明らかに地域型保育事業に求められる基準を満たしていない事業者については、審議前に失格とすることがあります。

(2) 選考結果と公表

選考結果については、文書で応募者全員に通知します。電話等による問い合わせには応じません。審査の結果、「該当なし」とする場合があります。認可事業者については、公表を行います。

1 3 地域型保育事業の認可・確認等に係るフロー



1 4 失格事項

下記に該当する場合、審査を行うことなく申請者を失格とします。また、審査結果通知後に下記に該当した場合又は該当していたことが判明した場合は、認可の決定が行われていたとしてもその結果を取り消し、失格とします。

- (1) 認可審査会の委員に直接・間接を問わず連絡を求め、又は接触した場合その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと認められる場合。
- (2) 申請書類の内容に重大な不備や虚偽の記載があったと認められた場合。
- (3) 申請書類の提出後、重要事項（事業所の場所、定員等）を本市の承諾なく変更した場合
- (4) 上記の他、本市が不適切と認めた場合

1 4 必要書類の提出について

平成28年12月14日（水）午後5時15分までに（必着）下記の必要書類を持参にて提出してください。

必要書類提出は、次に掲げるとおりです。

提出書類	備考
(1)石垣市特定事業保育従事者確認申請書 ①小規模保育事業の申請（第2号様式）	第1号様式 第2号様式
(2)登記事項全部証明書又は賃貸借契約書	
(3)設置者（又は設置主体の代表者）の履歴書	第6号様式
(4)施設平面図	各室の面積、用途が記載されたもの。
(5)消防用設備等検査済み証の写し	
(6)防火管理者選任届けの写し	
(7)設置者の財務状況がわかる書類	預金通帳、直近3年間の決算書等 確定申告書の控え、納税証明書
(8)事業計画書	
(9)事業実施に当たっての人員計画 ①保育士にあつては保育士登録証の写し ②保育士に代えて保健師又は看護師を配置する 場合には当該免許証の写し	第7号様式
(10)設置者（又は設置主体の代表者）身分証明書	本籍地の市町村が発行するもの

1 5 書類の提出先・問い合わせ先

石垣市役所 福祉部 児童家庭課 子ども政策係
〒907-8501 石垣市美崎町14番地
電話番号 0980-82-1704
FAX 0980-82-8055
Eメール

jidou@city.ishigaki.okinawa.jp

